

2023年4月25日

分割会社 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号  
鴻池運輸株式会社  
代表取締役会長兼社長執行役員 鴻池 忠彦

承継会社 東京都中央区銀座6丁目10番1号  
鴻池エアークールディング株式会社  
代表取締役 岡本 清章

### 吸収分割会社の事後開示事項

鴻池運輸株式会社（以下「甲」という。）と鴻池エアークールディング株式会社（以下「乙」という。）は、2023年2月20日付けで締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、甲が営む空港関連事業に属する有価証券の保有及び管理に関する事業の権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本件分割が効力を生じた日

2023年4月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続きの経過

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続きの経過

甲は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続きの経過

本分割において甲から乙へ債務は継承されないため、会社法第789条の規定による手続きは実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における手続の経過

(1) 会社法第796条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過

乙の株主は甲のみのため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続きの経過

乙の株主は甲のみのため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続きの経過

乙は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 2 月 27 付で官報公告を行い、かつ、同日付で知れたる債権者に個別に催告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

乙は、甲から本吸収分割契約書における別紙「承継権利義務明細表」に定める権利義務を承継しました。

5. 本件分割による変更登記をした日

2023 年 4 月 3 日

6. 会社法施行規則第 189 条第 6 項に規定される事項

該当事項はありません。

以 上

## 承継権利義務明細表

鴻池運輸株式会社（以下、「甲」という。）から、株式会社NKSホールディング（以下、「乙」という。）に承継する、甲が営む空港関連事業に属する有価証券の保有及び管理に関する事業（以下、「本件事業」という。）に属する資産及びその他の権利義務の明細は、下記のとおりとする。但し、明細については、別途分割効力発生日までに甲乙協議のうえ加除することができる。

なお、対象資産の評価は、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割効力発生日までの増減を加除した一切の資産及び権利義務を分割効力発生日において乙に承継する。

### 1 資産

#### 【固定資産】

1. コウノイケ・エアポートサービス株式会社普通株式 1,000株
2. コウノイケ・スカイサポート株式会社普通株式 600株
3. 株式会社Kスカイ普通株式 900株
4. 株式会社Kグランドサービス普通株式 2,160株
5. 株式会社Kグランドエキスパート普通株式 25,200株
6. エアーエクスプレス株式会社普通株式 3,600株

### 2 雇用契約

本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約について、乙は承継しない。

### 3 契約上の地位

本件事業に属する下記の契約その他本件事業に関連する一切の契約上の地位

#### 記

1. 甲と株式会社日本航空インターナショナル及び株式会社JALグランドサービスとの間の平成22年9月21日付株主間契約
2. 沖縄ツーリスト株式会社との間の2020年4月30日付株主間契約

以上